

第2回自動車運送業分野特定技能 協議会 資料

令和8年3月9日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

全国ハイヤー・タクシー連合会の取組

1 受入れ状況等

- 当会あて修了証の交付申請がなされたものは、総数で55名(16社)となっている。うち、会員企業によるものが、22名(10社)、非会員企業によるものが33名(6社)となっており、非会員企業はいずれも都市型ハイヤーを営んでいるとみられる企業によるものとなっている。
- 受け入れからタクシードライバーとして稼働するまでの間の初期費用負担や日本語能力試験N3について合格者数が少ない上に、試験回数が少ないことから、事業者間で広く活用される状況には至っていない。

2 制度運用に関する要望等

- 日本語能力試験N3の試験回数増加を図っていただくこと及びJLPT以外の日本語試験を日本語能力判定に活用していただくこと。
- 例えば、ミャンマー特活等他の在留資格により既にタクシードライバーとして就労している者に対する円滑な特定技能1号への移行を行っていただくこと。
- 特定活動から特定技能への在留資格移行に係る審査期間をできる限り短縮していただくこと。

3 受入れ事業者(トッパーランナー)の事例

昭栄自動車株式会社

(制度の活用状況等)

- 特定技能1号の在留資格を有する者のほか、いわゆるミャンマー特活の者を受け入れている。また、今後は、外国人留学生(ネパール、ウズベキスタン、ベトナム等)を特定技能1号として受け入れていくことを予定している。

(工夫している取組)

- 多くのドライバーが集まる納金作業時に積極的に外国人ドライバーに対して声掛けを行うことにより、事業者及び外国人ドライバーの間のコミュニケーションの円滑化を図っている。
- 外国人ドライバーを対象とした会合の機会を特別に設けて、積極的にこれらの者の意見を聞くことを行っている。